

平成21年2月18日

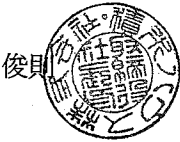
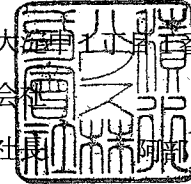
金融庁長官殿

〒531-0076

大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番88号

積水ハウス株式会社

代表取締役社長



公 述 申 出 書

弊社（積水ハウス株式会社）は木造軸組工法住宅をも供給する住宅会社であり、今回、旭化成建材株式会社殿が行った「地震保険の基準料率に対する異議申出」に対しての公述を希望する。

公述希望者

- 名称 : 積水ハウス株式会社
- 住所 : 大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番88号
- 意見を述べる者 : 時安 保 経理財務部 部長 56才

意見聴取に際し利害関係を有する理由

- 弊社は、木造軸組工法住宅である「シャーウッド」を主力商品の一つとして販売しているが、この度の地震保険の基準料率の変更が、建物の判定をわかりやすくするとされる一方で、建物区分において、木造軸組工法による建物が、この工法のみをもってひとくくりとされていること等から、実際の安全性能がより低い建物が、保険料率上優遇されてしまう結果を招くことに危惧を覚えており、また損害保険料率算出機構殿による、建物の判定基準の見直しの際の、工法に応じた耐震性の確認結果資料について、適切に公表され、関係者の検証を受ける必要があるとも考えている。この点において、旭化成建材株式会社殿と見解を同じくし、利害が一致している。

せっかく安全性能の高い建物を取得した消費者が、損害保険料率面で冷遇される結果とはなるべきではないし、また弊社シャーウッドのような安全性の高い木造軸組工法建物においては、安全性に関する誤解を招来しかねず、弊社営業活動において重大な影響を受けることが懸念される。

述べようとする意見の概要

- 地震保険は「地震による直接的な損傷に対する保険」的な側面と「地震時に発生する火災に対する保険」の側面を有している。ここでは両者に分けて弊社の意見を記載する。
- 地震による直接的な損傷に対して
地震に対抗する性能（以下、耐震性能と記載）は、建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、品確法）に規定されている性能である。
建築基準法で要求されている耐震性能は軸組工法と枠組壁工法で同一である。また、品確法の耐震等級においても同一等級であれば、軸組工法、枠組壁工法でその耐震性能に差はないものとされている。弊社「シャーウッド」の場合、国土交通省の型式適合認定を取得するとともに、品確法・耐震等級において、標準仕様で、最高等級である「等級3」を実現している。その耐震性は「耐震等級1の枠組壁工法建物」を上回っており、枠組壁工法建物の耐震性より劣るかのように判断されることは認めがたい。
- 地震時に発生する火災に対して
弊社「シャーウッド」の場合、外壁・軒裏の仕様を「防火構造」、外壁の室内に面する部分・間仕切り壁（以下、内装壁と記載）の下地は「石膏ボード $t=12.5$ mmを使用する」こととなっている。
一方「省令準耐火仕様以外の枠組壁工法建物」の場合、外壁・軒裏が「非防火構造」、内装壁の下地に「石膏ボードを使用しない」ケースが考えられる。
両者を比較すると、一般的には、弊社「シャーウッド」の方が、省令準耐火仕様以外の枠組壁工法建物より耐火性に優れていると判断できる。
弊社「シャーウッド」を例に記載したが、「枠組壁工法建物（省令準耐火仕様以外）」が「軸組工法建物」よりも耐火性に優れているかの取り扱いとなる理由について、データや検証方法等を公表頂き、関係者の検証を受ける必要があると考える。

損害保険料率算出機構殿が公開されている資料は限られており、公開されている資料から読み取れる範囲においては、今回の基準料率変更の合理性が不明瞭であると考えます。

弊社等の住宅会社、工務店は、消費者に対し保険内容の説明を行うことも多く、消費者への合理的な説明が可能な資料の提示をお願いしたい。

以上

平成 21 年 2 月 25 日

平成 21 年 2 月 18 日付 公述申出書に対する補足資料

積水ハウス株式会社

木造軸組工法と枠組壁工法の耐震性能に関する比較

木質構造である両工法の耐震性能は、設計要件が同じかつ同質の材料を使用することから、一般的には同等と考えられる。以下に構造設計の方法に関する比較をまとめる。

表 1 2 階建て以下に関する構造検討の比較一覧

項目	木造軸組工法	枠組壁工法
工法概要	梁、柱と筋交いもしくは面材にて構成壁構面、床(小屋)構面にて地震に抵抗 鉛直荷重は柱が負担	枠組材と面材(パネル)にて構成壁構面、床(小屋)構面にて地震に抵抗 壁パネルは鉛直荷重も負担
仕様規定	有 (建基法施行令第 46 条他)	有 (平 13 年国交省告示第 1540 号他)
法律上の設計要件	大地震(震度 6 以上)に対しては建物の倒壊、崩壊がなく人命を守る 中地震(震度 5 以下)に対しては建物(構造体)に損傷を与えない	
耐震設計の概要	耐震設計では、地震に抵抗する壁の量を確保するための「壁量計算」や、建物がねじれ倒壊を起こさないための「壁配置」の検討をする。 また、壁が所定の耐力を発揮するために重要となる接合金物の検討を行う	耐震設計では、地震に抵抗する壁パネルの量を確保するための「壁量計算」や建物がねじれ倒壊を起こさないための「壁配置」の検討をする。 また、壁パネルが所定の耐力を発揮するために重要となる釘や金物の検討を行う
	耐震設計に関し、許容応力度設計等の設計法も用意されている	耐震設計に関し、許容応力度設計等の設計法も用意されている
壁量計算	床面積に係数を乗ずることで必要壁量を算出し、必要量以上の壁を、バランス良く配置する	床面積に係数を乗ずることで必要壁量を算出し、必要量以上の壁を、バランス良く配置する
壁配置	建物のねじれ倒壊を防止するために、「4 分割法」もしくは「偏心率計算」による検討を行う	建物のねじれ倒壊を防止するために、「4 分割法」もしくは「偏心率計算」による検討を行う
接合部	耐力壁の倍率(強さ)や配置位置に応じて計算した必要耐力以上の接合金物で緊結する	耐力壁の倍率(強さ)や配置位置に応じて計算した必要耐力以上の接合金物で緊結する
床(小屋)構面	地震時に床や屋根が壊れないために、耐力壁相互の間隔を規定している	地震時に床や屋根が壊れないために、耐力壁相互の間隔や区間を規定している

省令準耐火仕様以外の枠組壁工法建物について

「省令準耐火仕様以外の枠組壁工法建物」は、外壁・軒裏を「防火構造」とすること、内装壁の下地を「せっこうボード張り」をすることが要件ではない。以下に仕様に関する比較をまとめる。

表2 省令準耐火仕様と省令準耐火仕様以外の枠組壁工法の比較一覧

	枠組壁工法建物		《参考》 弊社「シャーウッド」
	省令準耐火仕様	省令準耐火仕様以外	
外壁・軒裏	防火構造	要件なし	防火構造
内装壁	せっこうボード	要件なし	せっこうボード

枠組壁工法は、平成13年国土交通省告示第1540号、第1541号に基づき設計され、省令準耐火仕様に関しては、住宅金融支援機構監修『枠組住宅工事仕様書』に規定されている。防耐火に関する外壁、軒裏および内装壁の記載は、『枠組住宅工事仕様書』の「省令準耐火構造の住宅の仕様」にのみ記載があり、以下の様に規定される。

◆外壁・軒裏基準

14.2 外壁・軒裏等

(中略)

2.外壁の屋外側及び軒裏は、次のいずれかとする。

- イ. 鉄網モルタル塗で塗厚さを 2cm 以上とする。
- ロ. 木毛セメント板張り又はせっこうボード張りの上に厚さ 1.5cm 以上モルタルを塗る。
- ハ. モルタル塗の上にタイルを張り、その厚さの合計を 2.5cm 以上とする。
- ニ. セメント板張り又はかわら張りにモルタルを塗り、その厚さの合計を 2.5cm 以上とする。
- ホ. イ、ロ、ハ及びニに掲げるもの以外の防火構造(建築基準法第2条第8号に規定する構造をいう。以下同じ)とする。
- ヘ. 前各号に定めるもの以外の仕様による場合は建築基準法第2条第8号の規定に基づき、国土交通大臣が認めるものとする。

◆内装壁の下地基準

14.5 界壁及び界床以外の部分の内壁、天井

14.5.1 一戸建又は連続建の場合

1.外壁の室内に面する部分の下地材料又は構造は、次のいずれかによる。(中略)

- イ. 厚さ 12mm 以上のせっこうボード張り。